

甲西リハビリ病院居宅介護支援センター重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 医療法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 阿星会	
代表者役職・氏名	理事長 田中成浩	
本社所在地	滋賀県湖南市夏見1168番地	
電話番号	0748-72-2881	
定款の目的に 定めた事業	1. 医業 2. 介護事業	
施設・拠点等	病院	1ヶ所
	通所リハビリテーション事業所	1ヶ所
	訪問リハビリテーション事業所	1ヶ所
	居宅介護支援事業所	1ヶ所

(2) 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	甲西リハビリ病院 居宅介護支援センター
所在地	滋賀県湖南市夏見1168番地
電話番号	0748-72-6909
介護保険指定番号	2512300118
サービスを提供する地域	湖南市・甲賀市水口町・竜王町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	午前9:00～午後5:30

営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月4日
--------	--------------------

※利用者からの相談に対応するため24時間の連絡体制（転送）を確保しています。

必要に応じ居宅介護支援（訪問）します。

(4) 職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1 名	0 名	1 名
従事者	介護支援専門員	1 名	0 名	1 名

2. サービス内容

- (1) 介護保険制度の説明
- (2) 利用者が居宅での日常生活を送る上で解決すべき課題の把握
- (3) 利用申込者及び、家族からの依頼における居宅サービス計画の作成等の援助
- (4) 居宅サービス事業者、介護保険施設 複数の事業所紹介
- (5) 居宅サービス事業者との連絡、調整会議（サービス担当者会議）の開催
- (6) 継続的居宅サービス計画実施の確認
- (7) 定期的なサービス計画の見直し
- (8) 平時及び入院時における医療機関との連携
- (9) 障害福祉制度における相談支援専門員との密接な連携
- (10) 人権への配慮（利用者の人権擁護、虐待の防止等）
- (11) 非常災害対策

（災害時、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力体制の構築）

3. 指定介護支援の提供方法

- (1) 事業所にて、電話、FAX等により連絡を受け相談者の居宅に訪問し相談を受ける。
または、事業所にて相談を受けます。
- (2) 利用者の相談頻度は、連絡が無くとも最低1ヶ月に1回訪問を行いサービス状況等の確認を行います。

4. 利用料金

要介護（要支援）認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。しかし、保険料に滞納等があった場合には、料金をいただく場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり下記の料金をいただき、事業所より指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

指定居宅介護支援提供証明書を後日、市町の窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

- (1) 居宅介護支援利用料は1ヶ月あたり次の通りです。

※事業所が所在する湖南市は7級地の地域区分のため、1単位=10.21円で計算されます。

要介護1・2	11,088円
要介護3・4・5	14,406円

利用内容によって加算される項目	
初回加算	3,063円／月
入院時情報連携加算（I）入院した日のうちに情報提供	2,552円／回
入院時情報連携加算（II）入院した日の翌々日までに情報提供	2,042円／回
退院・退所加算（I）イ カンファレンス参加無連携1回	4,594円／回
退院・退所加算（I）ロ カンファレンス参加有連携1回	6,126円／回
退院・退所加算（II）イ カンファレンス参加無連携2回	6,126円／回
退院・退所加算（II）ロ カンファレンス参加有連携2回	7,657円／回
退院・退所加算（III） カンファレンス参加有連携3回	9,189円／回

緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 042円／回
ターミナルケアマネジメント加算	4, 084円／月
通院時情報連携加算（※1）	510円／月

※1 利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合

（2）交通費

介護支援専門員の訪問交通費は湖南市、甲賀市水口町、竜王町内であれば無料です。ただし、それ以外の地域の方は介護支援専門員がお伺いするための実費が必要となります。

その費用は、1回の訪問につき

- ア) 実施地域を越えた地点から、片道が概ね10km未満の場合 200円
- イ) 実施地域を越えた地点から、片道が概ね10km以上の場合 500円

5. 当事業所の運営方針

1. 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。
 2. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例」第3条別表を遵守する。

6. 緊急時の対応方法

事業所は、容態の変化があった場合、必要に応じ各関係機関へ情報提供等連携を図ります。

7. サービス内容に関する苦情

（1）当社お客様相談・苦情担当

①担当 当 地域連携室 室長 向 啓一
 電 話 0748-72-2881
 受付時間 月～金曜日 午前9：00～午後5：30
 （土曜・日曜・祝日、年末年始は除く）

②担当 居宅介護支援センター 古田 美也子
 電 話 0748-72-6909
 受付時間 月～金曜日 午前9：00～午後5：30
 （土曜・日曜・祝日、年末年始は除く）

(2) その他

当施設以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

湖南市健康福祉部 高齢福祉課 高齢介護係	所 在 地：湖南市夏見588番地 電話番号：0748-71-2356 受付時間：月～金曜 午前8：30～午後5：15 (土曜・日曜・祝日、年末年始除く)
湖南市以外の利用者様 の在住市町	所 在 地： 電話番号： 受付時間：
滋賀県国民健康保険 団体連合会	所 在 地：大津市中央四丁目5番9号 電話番号：077-522-2651 F A X：077-522-2628 受付時間：月～金曜 午前8：30～午後5：15 (土曜・日曜・祝日、年末年始除く)
社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	所 在 地：草津市笠山7丁目8番138号 電話番号：077-567-3920 F A X：077-567-3923 受付時間：月～金曜 午前8：30～午後5：15 (土曜・日曜・祝日、年末年始除く)

8. その他

当事業所では、書面で説明、同意、承諾、締結等を行うものについて、電磁的記録による対応を行っております。

なお、電磁的方法による締結は、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することがあります。

令和 年 月 日

本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地：滋賀県湖南市夏見1168番地

名称：医療法人社団 阿星会

説明者 介護支援専門員

氏名：

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要な事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名